

## 茨城県卓球連盟 専門部および事務局分掌規程

### (目的)

- 第1条 茨城県卓球連盟(以下「連盟」という。 )は、専門部および事務局を設置する。  
この規定は、各専門部および事務局が所掌する専門事項に対し事業が円滑に推進されるように組織及び業務の分掌を定めることを目的とする。

### (専門部)

- 第2条 本連盟は、次の専門部を設置する。
- (1)一般部
  - (2)レディース部
  - (3)ラージボール部
  - (4)ジュニア部(高体連)
  - (5)カデット部(中体連)
  - (6)ホープス部
  - (7)強化部
  - (8)審判部
- 2 本連盟規約第5条に掲げる事業遂行のため、新たに専門部を設置する場合または廃止することになった場合には、理事会の決議を経て追加または廃止するものとする。

### (事務局)

- 第3条 本連盟は、事務局をおき次の事務を所掌する。
- (1)総務
  - (2)広報
  - (3)登録
  - (4)会計

### (任務)

- 第4条 専門部および事務局の任務は、会長ならびに理事会の諮問に応じ、所掌する専門事項に関し、調査・研究、事業の企画立案、審議、大会・講習会等の事業を実施するものとする。
- 2 会長は、理事長に各専門部および事務局の行う事業に対して専決させることができる。

### (組織構成)

- 第5条 専門部は、活動状況に応じて、次の役員をおくことができる。
- (1)部長 1名
  - (2)副部長 若干名
  - (3)理事 20名程度 (会計担当2名以内を含む。)
  - (4)監査 2名

- 2 専門部の役員は、専門部の互選により選出し理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 専門部の活動は、部長が統括する。
- 4 専門部は、別に顧問をおくことができる。

(役員任期)

第6条 専門部役員任期は、事業年度の2年とし、再任を妨げない。

- 2 事業年度の途中から選任された役員任期は、前任者の任期が終了する時までとする。
- 3 専門部役員が任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、部長がその職務を兼務する。部長が任務の途中で退任した場合は、新たな部長が選任されるまで副部長が事務取り扱いを代行する。

(専門部規約)

第7条 専門部は、それぞれ規約を定め理事会に諮り承認を得る。

(理事会への報告)

第8条 専門部長は、毎年度の事業計画、活動実績等の特に重要なものについて、理事会及び総会に報告しなければならない。

(活動助成金)

第9条 本連盟は、専門部の活動を支援するために、活動助成金を支弁する。

- 2 活動助成金の配分は、常任理事会ではかる。

(専門部の事務分掌)

第10条 専門部ごとの組織及び業務の分掌は、次のとおり定める。

(1)一般部

- ①社会人・大学生を対象とした事業計画
- ②社会人・大学生を対象とした大会開催に関すること及び講習会等の実施
- ③社会人・大学生を対象とした事業の収支決算
- ④社会人・大学生を対象とした普及啓蒙活動
- ⑤知的障害者・肢体不自由者・ろあう者を対象とした事業実施に関すること
- ⑥その他事業実施に必要な事項

(2)レディース部

- ①レディースを対象とした事業計画
- ②レディースを対象とした大会開催に関すること及び講習会等の実施
- ③レディースを対象とした事業の収支決算
- ④レディースを対象とした普及啓蒙活動
- ⑤その他事業実施に必要な事項

(3) ラージボール部

- ① ラージボール卓球の事業計画
- ② ラージボール卓球大会開催に関すること及び講習会等の実施
- ③ ラージボール卓球に関する事業の収支決算
- ④ ラージボール卓球に関する普及啓蒙活動
- ⑤ その他事業実施に必要な事項

(4) ジュニア部(高体連)

- ① ジュニアを対象とした事業計画
- ② ジュニアを対象とした大会開催に関すること及び講習会等の実施
- ③ ジュニアを対象とした事業の収支決算
- ④ ジュニアを対象とした普及啓蒙活動
- ⑤ その他事業実施に必要な事項

(5) カデット部(中体連)

- ① カデットを対象とした事業計画
- ② カデットを対象とした大会開催に関すること及び講習会等の実施
- ③ カデットを対象とした事業の収支決算
- ④ カデットを対象とした普及啓蒙活動
- ⑤ その他事業実施に必要な事項

(6) ホープス部

- ① ホープスを対象とした事業計画
- ② ホープスを対象とした大会開催に関すること及び講習会等の実施
- ③ ホープスを対象とした事業の収支決算
- ④ ホープスを対象とした普及啓蒙活動
- ⑤ その他事業実施に必要な事項

(7) 強化部

- ① 選手強化にかかる事業計画
- ② 活動総括
- ③ 収支決算
- ④ 技術指導、講習会等の運営
- ⑤ その他事業実施に必要な事項

(8) 審判部

- ① 連盟主催または主管する大会の審判員指導
- ② その他事業実施に必要な事項

- 2 大会の組合せについては、専門部ごとに実施する。
- 3 大会の組合せ規程は、別に定める。

(事務局の事務分掌)

第11条 事務局の組織及び業務の分掌は、次のとおり定める。

(1)総務

- ①(公財)日本卓球協会および(公財)茨城県体育協会等との連携
- ②審判の登録・更新事務
- ③段位取得事務
- ④主催または主管する大会の審判員養成
- ⑤理事会等の会議資料作成、総会資料作成、会議の庶務、会議録作成
- ⑥連盟主催または主管する大会の総務
- ⑦専門部への情報伝達
- ⑧専門部からの資料収集
- ⑨専門部の所掌に属さない事項

(2)広報

- ①ホームページの作成、更新
- ②報道機関への広報伝達、大会記録の整理、保存
- ③記念誌等の編纂、刊行
- ④その他事業実施に必要な事項

(3)登録

- ①登録申請書の送付、登録者名簿作成・保管
- ②(公財)日本卓球協会加盟登録申請事務手続き
- ③その他登録にかかる事項

(4)会計

- ①本連盟規約、事務費規程、旅費規程、登録規程等に定めた会計  
および大会等の参加料、協賛金等の会計処理
- ②会計処理にかかる記録、整理及び保管
- ③現金・預金の保管
- ④予算(案)及び決算(案)の作成
- ⑤理事会、総会等への会計報告
- ⑥会計監査に関する事
- ⑦その他特に命じられた事項

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会において決議する。

附 則 この規程は、平成25年4月1日から実施する。